

令和8年5月15日

※令和8年5月13日付けプレスリリース案件

福島市系統用蓄電池設備に関するガイドラインの制定

～地域と共栄する蓄電池設置の安心ガイド～

系統用蓄電池設備の適切な設置・施設運営に関する事項を定めることにより、地域住民の安全・安心や環境保護を確保し地域との調和を図り、電力の安定供給に寄与する系統用蓄電池と地域との共存・共栄の実現を目指すため、福島市としてガイドラインを制定しました。

記

1. 目的

系統用蓄電池設備の設置にあたり、設置者の遵守事項等を定めることにより、地域住民の安全・安心や環境保護を確保するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大に伴う電力の安定供給に寄与する系統用蓄電池と地域との共存・共栄を実現するための適切な施設運営を促進すること。

2. ガイドライン制定日

令和8年5月13日

3. 今後の対応

詳細について市ホームページでの周知及び対象事業者への周知を行う。



担当：企業振興課 工業基盤整備係
課長 児玉、係長 末永
電話 024-525-3723（直通）



系統用蓄電池設備に関するガイドラインの制定 ～地域と共栄する蓄電池設置の安心ガイド～

系統用蓄電池設備に関する ガイドラインを制定しました。

系統用蓄電池設備の適切な設置・施設運営に関する事項を定めることにより、地域住民の安全・安心や環境保護を確保し地域との調和を図り、電力の安定供給に寄与する系統用蓄電池と地域との共存・共栄を目指します。

■ガイドライン制定日

令和8年5月13日

■今後の対応

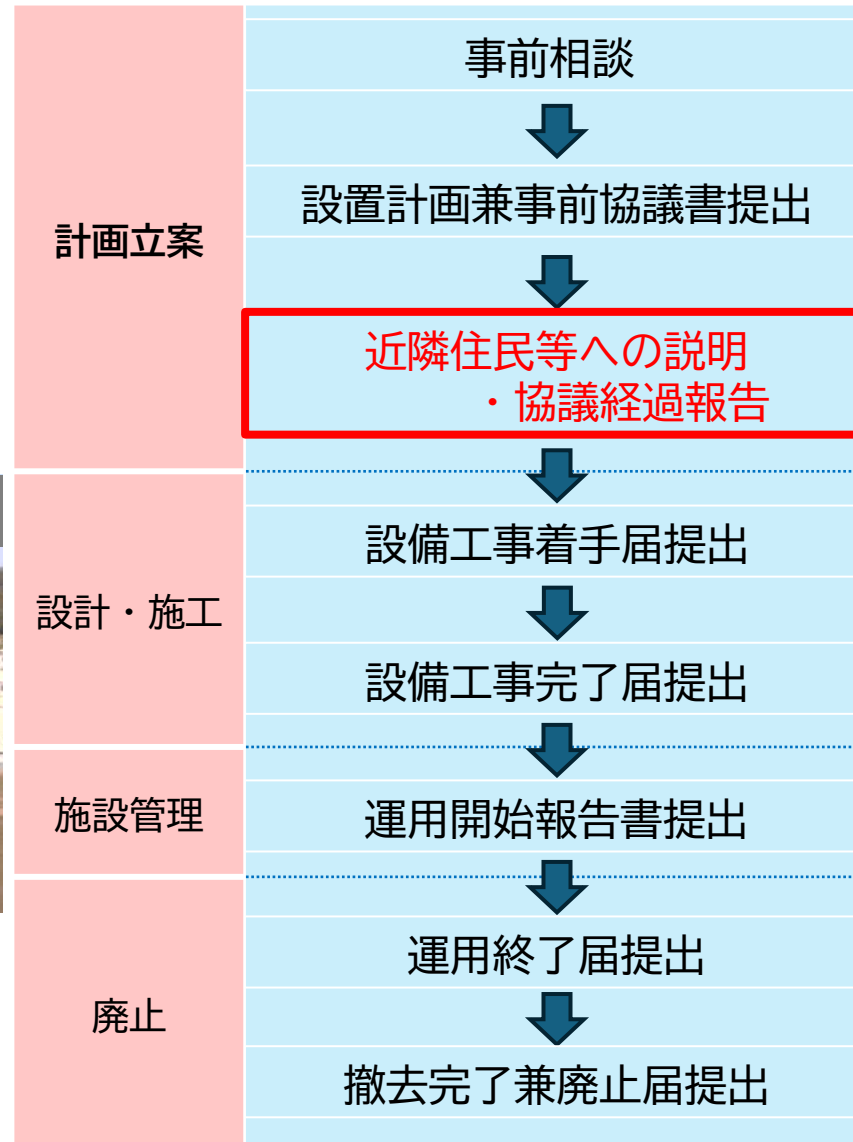
詳細について市ホームページでの周知及び対象事業者への周知を行う。

〔参考〕系統用蓄電池設備設置状況

福島市内では、現時点で設置完了している施設はなし。
福島県内では、白河市や南相馬市など数か所で設置実績あり。



■主な手続きの流れ





系統用蓄電池設備に関するガイドラインの制定

～地域と共栄する蓄電池設置の安心ガイド～

■ ガイドラインの概要

1. 目的

系統用蓄電池設備の設置にあたり、設置者の遵守事項等を定めることにより、地域住民の安全・安心や環境保護を確保するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大に伴う電力の安定供給に寄与する系統用蓄電池と地域との共存・共栄を実現するための適切な施設運営を促進すること。

2. 対象となる系統用蓄電池施設

構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数で、さらに構外に伝送する設備 とする。
 (電気設備に関する技術基準を定める省令 第1条)

3. 主な遵守事項

①区域の設定

・地域住民の安全安心を担保するため、「設置を回避すべき区域」と「設置にあたり慎重な検討を要する区域」を設定する。

設置を回避すべき区域・・・次ページ参照
 設置にあたり慎重な検討を要する区域・市全域の「設置を回避すべき区域」外の区域

3. 主な遵守事項

②設計・施工・施設管理基準

・設計・施工から施設管理まで、遵守すべき事項を明記し、適切な設置・管理を促す。

③地域との合意形成

・設置事業者が近隣住民等に対し、形式的な住民説明会に留まることなく、地域住民との双方向のコミュニケーションによる事業趣旨理解、環境面、地域が持つ文化的側面の理解について建設的な意見交換の実施を促し、実質的な合意形成を図る。

④各段階における届出

・市との事前協議段階で、「防災・安全面」「環境」「景観」等への配慮を求める。
 ・系統用蓄電池のライフサイクルの各段階（計画立案、設計・施工、施設管理、廃止）において届出の提出を求め、事業動向の把握を行う。

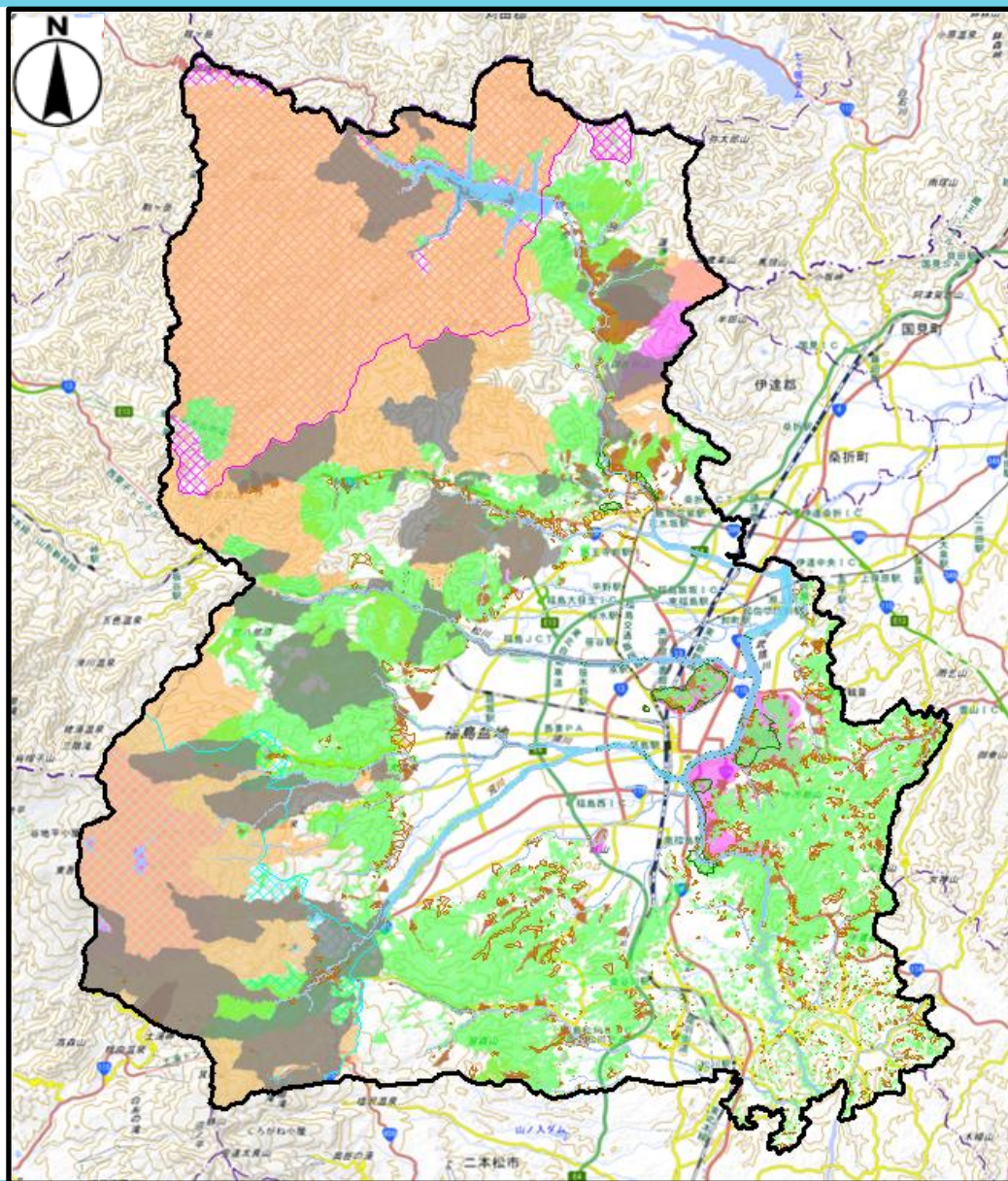
4. 市の役割

「福島市系統用蓄電池設備設置ガイドライン」を策定し、設置事業者に遵守事項を監督しながら、地域住民の安全と環境を保護し、事業が地域に負担をかけず円滑に進められるよう調整・指導を行う。



系統用蓄電池設備に関するガイドラインの制定

～地域と共栄する蓄電池設置の安心ガイド～



設置を回避すべき区域	凡例
砂防指定地	
地すべり等防止法（地すべり防止区域） 急傾斜地法（急傾斜地崩壊危険区域） 土砂災害防止法（土砂災害（特別）警戒区域）	
水防法（家屋倒壊等氾濫想定区域）	
河川法（河川区域）	
森林法（地域森林計画区域）	
森林法（保安林）	
自然公園法（自然公園）	
鳥獣保護管理法（鳥獣保護区）	
水源保護条例（水源保護地域）	
風致条例（風致地区）	
土砂災害のおそれがある地域（福島市地域防災計画）	
土砂災害のおそれがある地域（過去の土砂災害発生箇所）	
土砂災害のおそれがある区域（県が公表している区域）	